

改元に伴う対応について

改元に伴う対応のQ&A

Q1 「平成」表記の帳票類はそのまま使用できるのか。
A1 「平成」表記の帳票類は、改元後もご使用いただけます。「平成」表記の帳票類をご使用される場合には、Q2の要領で新元号に訂正の上、ご記入ください。
Q2 「平成」表記の帳票類を新元号に訂正する場合には、訂正印が必要か。
A2 「平成」表記の帳票類をご使用される場合は、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。旧元号を訂正いただく場合の訂正印は不要です。 (例) 2019年5月7日の日付を記入する場合 ○○(新元号) 平成 1年5月7日
Q3 新元号の帳票類は、いつ頃準備されるのか。
A3 新元号表記の帳票類をご用意するまで、一定のお時間をいただきます。大変申し訳ございませんが、新元号に訂正の上、ご使用ください。
Q4 「平成」表記の小切手はそのまま使用できるのか。
A4 「平成」表記の小切手はそのままご使用いただけますが、訂正する場合は、「平成」に二重線を引き、新元号をご記入ください。旧元号を訂正いただく場合の訂正印は不要です。 (例) 2019年5月7日の日付を記入する場合 (1) 平成31年5月7日 ○○(新元号) (2) 平成 1年5月7日
Q5 新元号の小切手は、いつ頃準備されるのか。
A5 新元号の小切手帳をご準備するまで、一定のお時間をいただく予定です。大変申し訳ございませんが、ご理解いただきますよう、お願い申し上げます。なお、お手元の「平成」表記の小切手帳も引き続き使用可能です。
Q6 運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記でも有効なのか。
A6 運転免許証等の官公署発行の証明書等は、「平成」表記の場合も有効な証明書等として受け付けます。